様式第５号（第５条関係）

 　　年　　月　　日

八幡平市長　　　　　　　　様

八幡平市地方就職支援金交付申請書

八幡平市地方就職支援金の交付を受けたいので、八幡平市地方就職支援金交付要綱第５条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

１　申請者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 生年月日 |
| 氏名 |  | 年　　月　　日 |
| 住所 | 〒 | 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |
| 大学（又は大学院）・学部 |  |

２　就職活動訪問先

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 訪問先 | 法人名 |  |
| 所在地 |  |
| 会場住所 |  |
| 面接又は試験日 | 　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 就業開始日 | 年　　　　月　　　　日※在学中に交通費の申請を行う場合は「内定日」を記載する |

３　移動経路（往復）（交通費の申請を行う場合のみ記載）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 日付 | 交通機関の名称 | 出発地 | 到着地 | 費用 |
| (バス停名・駅名・空港名など) |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

※１　費用等の詳細については、別途領収書等で確認するため、併せてご提出ください。

４　移転内容（移転費の申請を行う場合のみ記載）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 日付 | 移住元（東京圏） | 移住先 | 費用※１ |
|  |  |  |  |

※２　費用等の詳細については、別途領収書等で確認するため、併せてご提出ください。

５　移住前の住民票の所在について（いずれか該当する欄に○を付けてください）

|  |  |
| --- | --- |
| Ａ．八幡平市に元からある（移動させていない）※２ |  |
| Ｂ．他地域から新たに移住してきた（移動させた）※２ |  |

※３　状況に応じた「移住元の住所の確認ができる資料」をご提出ください。

６　他の交通費支援制度の申請状況

　２に記載した内定した法人等の面接又は試験日の往復交通費に係る、就職先法人等、地方公共団体又は公益財団法人ふるさといわて定住財団の交通費支給についてチェックをお願いします。

|  |  |
| --- | --- |
| 制度 | 受給状況 |
| 就職先法人等の交通費支援 | □受給済み又は受給見込み　　　　□受給しない |
| 地方自治体の交通費支援 | □受給済み又は受給見込み　　　　□受給しない |
| ふるさといわて定住財団の交通費支援 | □受給済み又は受給見込み　　　　□受給しない |

７　各種確認事項（該当する欄に〇を付けてください）※３

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 別紙１「八幡平市地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について | 　 | Ａ．誓約する | 　 | Ｂ．誓約しない |
| 別紙２「岩手県地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について | 　 | Ａ．同意する | 　 | Ｂ．同意しない |
| 申請日から５年以上継続して、八幡平市に居住する意思について | 　 | Ａ．意思がある | 　 | Ｂ．意思がない |

※４　各種確認事項のＢ．に○を付けた場合は、八幡平市地方就職支援金の支給対象となりません。

|  |  |
| --- | --- |
| 管理コード（岩手県及び八幡平市使用欄） |  |

（別紙１）

八幡平市地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

１　岩手県地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、岩手県及び八幡平市から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、八幡平市地方就職支援金交付要綱及びいわて暮らし応援事業・マッチング支援事業実施要領に基づき、八幡平市地方就職支援金の全額又は半額を返還します。

（１）就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）就職支援金の申請日から１年以内に八幡平市地方就職支援金交付要綱第４条第２号アに規定する要件を満たす法人等への就業を行わなかった場合：全額

（３）就職支援金の申請日から１年以内に八幡平市に転入しなかった場合：全額

（４）八幡平市地方就職支援金交付要綱第４条第２号アに規定する要件を満たす法人等を就職から１年以内に退職した場合（ただし、退職から３か月以内に県内の別の法人等に就職する場合を除く）：全額

（５）転入日から３年未満に八幡平市以外の市区町村に転出した場合：全額

（６）転入日から３年以上５年以内に八幡平市以外の市区町村に転出した場合：半額

（別紙２）

岩手県地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

　岩手県及び八幡平市は、岩手県地方就職学生支援事業及び八幡平市地方就職支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、岩手県及び八幡平市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。